

令和5年第2回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和5年6月8日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第4号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	報告第2号	繰越明許費繰越計算書（令和4年度豊頃町一般会計予算）
日程第 5	報告第3号	繰越明許費繰越計算書（令和4年度豊頃町公共下水道特別会計予算）
日程第 6	議案第30号	令和5年度豊頃町一般会計補正予算（第2号）
日程第 7	議案第31号	令和5年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
日程第 8	議案第32号	豊頃町介護保険条例の一部改正
日程第 9	議案第33号	工事請負契約の締結（幌岡第3幹線改良工事（その1））
日程第10	議案第34号	工事請負契約の締結（建設機械格納庫新築工事）
日程第11	議案第35号	物品の取得（津波救命艇）
日程第12	議案第36号	物品の取得（歯科ユニット診療台）
日程第13	同意案第3号	豊頃町公平委員会委員の選任
日程第14	同意案第4号	豊頃町公平委員会委員の選任
日程第15	同意案第5号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第16	同意案第6号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第17	同意案第7号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第18	同意案第8号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第19	同意案第9号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第20	同意案第10号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第21	同意案第11号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第22	同意案第12号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第23	同意案第13号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第24	同意案第14号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第25	同意案第15号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第26	同意案第16号	豊頃町農業委員会委員の任命

日程第 27 同意案第 17 号 豊頃町農業委員会委員の任命
日程第 28 同意案第 18 号 豊頃町農業委員会委員の任命
日程第 29 陳情の委員会付託
日程第 30 休会の議決

◎出席議員（9名）

1 番	小笠原 玄 記 君	2 番	後 藤 孝 夫 君
3 番	岩 井 明 君	4 番	杉 野 好 行 君
5 番	藤 田 博 規 君	6 番	大 崎 英 樹 君
7 番	大 谷 友 則 君	8 番	坂 口 尚 示 君
9 番	中 村 純 也 君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	按 田 武 君
副 町 長	菅 原 裕 一 君
教 育 長	中 川 直 幸 君
農 業 委 員 会 長	井 下 睦 男 君
代 表 監 査 委 員	山 口 浩 司 君
総 務 課 長	熊 谷 雅 美 君
企 画 課 長	小 野 直 人 君
住 民 課 長	加 藤 さ お り 君
会 計 管 理 者	
福 祉 課 長	鎗 木 政 洋 君
産 業 課 長	齋 藤 学 君
施 設 課 長	越 谷 光 裕 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	林 谷 一 徳 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	森 直 史 君
消 防 署 長	江 口 孝 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 田 良 則 君
庶 務 係 主 査	手 塚 健 人 君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 中村議長 ただいまから、令和5年第2回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 中村議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
山田事務局長。
- 山田事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。
次に、監査委員より令和5年2月から令和5年4月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配付のとおりであります。
また、教育委員会より令和4年度豊頃町教育事務執行の点検・評価報告書の提出がありました。報告書につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧をいただきたいと思っております。
以上であります。
- 中村議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 中村議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
按田町長。
- 按田町長 議長から発言のお許しを受けましたので、令和5年第2回豊頃町議会定例会行政報告をさせていただきます。
最初に、豊頃医院及び大津診療所の管理者変更についてであります。
豊頃医院及び大津診療所の運営については、令和3年11月から公益社団法人地域医療振興協会が指定管理者として診療を行っているところです。
今般、これまで豊頃医院と大津診療所の管理者として診療に携わってきた木下順二医師が異動になり、6月から新たに藤来靖士医師が公益社団法人地域医療振興協会から配置されました。
藤来医師は、自治医科大学医学部を卒業後、広島県立広島病院、東京ベイ・浦安市

川医療センター副管理者、山梨県上野原市立病院管理者などを経て、令和4年4月から本年3月まで東京都奥多摩町古里診療所管理者兼診療所長を務め、5月までは協会本部でご活躍されてきました。豊頃医院にはこれまでも診療に来ており、この度管理者として着任したところです。

前任の木下医師と同様、常務理事として本部業務を継続されることから、本町での診療は毎週水曜日から金曜日までとのことであります。

なお、管理者変更後の診療体制については、これまで同様、帯広中央病院と帯広開西病院の派遣医師による診療と併せて、豊頃医院は週5日、大津診療所はこれまでどおり週1日の診療を行ってまいります。

今後とも、町民の皆様が安心して暮らし続けられるよう、地域保健医療の確保と質の向上等住民福祉の増進を図ってまいります。

次に、農作物の生育状況についてでございます。

秋まき小麦は、前作物の収穫作業が早く進んだため、は種作業は早く始まりました。降雨による作業中断があり、平年比で2日遅くなりましたが、出芽は順調に進みました。

また、積雪は平年並みでしたが、3月の気温が高く融雪が早かったことから、起生期は3月26日と平年よりも6日早く、幼穂形成期が4月30日、止葉期5月23日、出穂期6月1日といずれも平年より3日早く生育している状況です。

馬鈴薯は、4月下旬にまとまった降雨があり、植付始めは平年より3日遅い5月2日でしたが、その後は好天に恵まれ萌芽期は平年より1日早い5月30日に迎えております。

大豆は、平年並みには種作業が進み、出芽も平年と同じペースで進んでいます。

小豆については、は種期で3日、出芽始めで2日平年よりも早く進んでいます。

金時は、平年より3日早くは種始めに入り、順調に作業が進んでいる状況です。

手亡は、平年より2日早くは種期を迎え、作業は順調です。

てん菜は、移植については、平年より1日遅れて移植期を迎え、直播は、平年より2日遅れては種期を迎えました。生育状況は草丈、葉数も昨年と変わらず、平年並みとなっております。

牧草は、萌芽が100パーセントを迎え、本町でも1番牧草の収穫が間もなく始まる状況で、生育は昨年より1日早く進んでおります。

飼料用とうもろこしは、は種期が平年より2日遅れておりましたが、出芽、生育は順調に推移しています。

今年は春先の天候に恵まれ、農作業、作物の育成も順調に進んでおります。

引き続き、今後の生育状況に注意しつつ、関係機関と連携し事業の推進に努めてま

います。

最後に、豊頃中学校新校舎の豊頃小学校児童による仮使用の状況についてでございます。

本年2月に完成した豊頃中学校新校舎につきましては、今年度、豊頃小学校校舎の改修工事を実施することから、豊頃小学校児童が4月の新学期スタートから、完成した新校舎で学校生活を送っています。豊頃小学校については、今年の3月末から4月初めにかけて新校舎への引越し、新学期の準備作業を行ったため、例年より2日遅れでの入学式・始業式となりましたが、新しい校舎での生活を無事に開始したところで

す。小学校児童が仮使用するにあたっては、教室数を確保するため、仮設間仕切りの設置や地域開放用玄関を児童用として使用するなど、児童・保護者・教職員の皆様にご理解、ご協力を得ながら学習活動を進めているところです。授業合間の休み時間には、広々とした体育館で元気に走り回る姿や新しい図書室で読書を楽しむ児童たちの様子が見られ、現在は、6月11日に開催される運動会の練習に励む児童たちの元気な声が校舎内に響いているところです。

今月から豊頃小学校校舎改修工事が本格的に始まるころですが、安全面に充分配慮しつつ、新校舎の使用状況も踏まえながら、より利用しやすい学習環境の整備を進めてまいります。

なお、今後のスケジュールについては、来年2月下旬に小学校校舎改修工事の完成、3月中旬から備品搬入、改修後の小学校校舎への児童の引越し、中学校新校舎の仮設間仕切りの撤去・改修を行った後、中学校生徒が現校舎から新校舎へ引越しを行い、令和6年4月からの小中併設校の供用開始を目指してまいります。

以上、行政報告といたします。

●中村議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●中村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番岩井明議員及び4番杉野好行議員を指名します。

◎ 会期の決定

●中村議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月13日までの6日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、6月13日までの6日間に決定しました。

◎ 委員会報告第4号

●中村議長 日程第3 委員会報告第4号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

藤田議会運営委員長。

●藤田議会運営委員長 委員会報告第4号議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)令和5年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

(2)議長の諮問に関する事項。

2、調査期日。

令和5年6月5日。

3、調査の経過。

(1)令和5年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和5年6月1日招集告示のあった令和5年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月5日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

(2)議長の諮問に関する事項。

初議会における議事の進め方の変更に伴い、議長の諮問により、豊頃町議会の運営に関する基準の一部改正について協議を行った。また、豊頃町議会議員派遣予定(案)及び議員の資質向上を目的とした豊頃町議会議員研修計画(案)について協議を行った。

4、調査の結果。

(1)令和5年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、6月13日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、陳情書の取り扱いについては、令和5年第1回定例会閉会後に受理したものは

4件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の総務文教常任委員会に付託すべきもの2件、産業厚生常任委員会に付託すべきもの1件、その他1件については議員配付にとどめるものとした。

ウ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の6月8日に開催するよう日程を調整した。

エ、豊頃町公平委員会の選任に係る同意案第3号及び同意案第4号、並びに豊頃町農業委員会委員の任命に係る同意案第5号から同意案第18号については、議会運営基準に基づき、討論を省略し、簡易採決することにした。

(2)議長の諮問に関する事項。

ア、初議会における議事の進め方の変更に伴い、豊頃町議会の運営に関する基準の一部改正について、議長から諮問のあった内容のとおり改正することとし、また、豊頃町議会議員派遣予定(案)及び豊頃町議会議員研修計画(案)については、議長から諮問のあった内容を協議し、6月5日付け答申した。

以上であります。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第4号は報告済みとします。

◎ 報告第2号

●中村議長 日程第4 報告第2号繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。本件について、報告を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書43ページをお開きください。

報告第2号繰越明許費繰越計算書(令和4年度豊頃町一般会計予算)について説明いたします。

令和4年度豊頃町一般会計予算における翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費につきましては、令和5年第1回議会定例会において可決いただいておりますが、令和5年5月31日、令和4年度豊頃町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告いたします。

繰越計算書の内容については、44ページを御覧ください。

5款農林水産業費において、道営事業費1,700万円を翌年度に繰り越すものであります。

以上、報告いたします。

- 中村議長 報告第2号繰越明許費繰越計算書についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、報告第2号は報告済みとします。

◎ 報告第3号

- 中村議長 日程第5 報告第3号繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

越谷施設課長。

- 越谷施設課長 議案書47ページをお開きください。

報告第3号繰越明許費繰越計算書（令和4年度豊頃町公共下水道特別会計予算）について説明いたします。

令和4年度豊頃町公共下水道特別会計予算における翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費につきましては、令和5年第1回定例会において可決していただいておりますが、令和5年5月31日、令和4年度豊頃町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書のとおり調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告いたします。

繰越計算書の内容につきましては、48ページを御覧ください。

1款総務費において、社会資本整備総合交付金事業費4,455万円を翌年度に繰り越すものでございます。

以上、報告いたします。

- 中村議長 報告第3号繰越明許費繰越計算書についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、報告第3号は報告済みとします。

◎ 議案第30号

- 中村議長 日程第6 議案第30号令和5年度豊頃町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案第30号令和5年度豊頃町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,906万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億6,357万8,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。

12ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費において、7目企画費に地域再生可能エネルギー導入計画策定業務750万円、旧グループホーム利活用実証事業432万6,000円を追加するなど、14ページ、計1,786万2,000円を追加。

2項徴税費に、消耗品費11万円を追加。

3項戸籍住民基本台帳費に、コンビニ交付サービス事業費999万7,000円を追加。

16ページ、3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金1,200万円を追加するなど、計1,340万1,000円を追加。

2項児童福祉費において、1目保育所費に職員人件費269万2,000円を追加。

18ページ、4款衛生費、1項保健衛生費において、5目清掃費に修繕料38万円を追加。

5款農林水産業費、2項畜産業費に乳用牛振興対策事業補助金233万4,000円を追加。

4項水産業費に修繕料40万円を追加。

6款商工費、1項商工費にクーポン券発行事業補助金1,730万円を追加するなど、計1,882万9,000円を追加。

20ページ、7款土木費、2項道路橋梁費において、1目道路橋梁維持費に茂岩栄町団地通歩道改修工事480万円を追加するなど、計680万円を追加。

4項河川費に維持補修費100万円を追加。

5項施設費に農業施設修繕料37万円を追加。

6項公共下水道費に公共下水道特別会計繰出金180万円を追加。

22ページ、8款消防費、2項災害対策費に津波救命艇運搬費150万円を追加するなど、計220万円を追加。

9款教育費、1項教育総務費に部活動地域移行検討協議会委員報酬35万8,000円を追加するなど、計56万9,000円を追加。

2項小学校費に教員住宅FFストーブ22万円を追加。

5項保健体育費において、3目学校給食費にデジタル台秤9万8,000円を追加。

次に、歳入につきましては、8ページを御覧ください。

1款町税、1項町民税に1,738万4,000円を追加。2項固定資産税に2,270万5,000円を追加。

10款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税300万円を追加。

14款国庫支出金、2項国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,828万8,000円、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金560万円を追加するなど、計3,540万1,000円を追加。

15款道支出金、2項道補助金に地域クラブ活動体制整備事業50万4,000円を追加。

17款寄附金、1項寄附金に地域福祉寄附金5万円を追加。

10ページ、20款諸収入、5項雑入に交通安全指導員被服等整備事業助成金1万8,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。1款町税。

(質疑なし)

●中村議長 10款地方交付税。

(質疑なし)

●中村議長 14款国庫支出金。

(質疑なし)

●中村議長 15款道支出金。

(質疑なし)

●中村議長 17款寄附金。

(質疑なし)

●中村議長 10ページ、20款諸収入。

(質疑なし)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

1 2 ページをお開きください。2 款総務費、1 項総務管理費。

4 番杉野議員。

●4 番杉野議員 節の中でゼロカーボンの報償費、何か委員会等の組織が出来上がっていて、こういう予算が組まれているのでしょうか、伺います。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

ゼロカーボンシティ推進会議等につきましては、現在立ち上げを目標に進めている段階でございます。今後、6 月中に本町のゼロカーボン計画を策定するに当たりまして、今月中には委員さんの選定、委嘱を進めてまいりたいなと思っております。

今回のこのアドバイザーの謝金につきましては、その推進会議の中で専門的な知見を有する方を招聘しまして、計画策定に御助言等を頂くための謝金として計上しております。よろしくお願いいたします。

●中村議長 4 番杉野議員。

●4 番杉野議員 今の答弁であれば、これから前に進んでいく段階ですということなのでしょうけれども、私、勉強不足で申し訳ございませんが、次の1 2 節ゼロカーボンの導入計画策定業務について7 5 0 万円の予算が組まれております。ゼロカーボン、要するに二酸化炭素のことなのでしょうけれども、二酸化炭素の数量というものを算定するとき、どういう形の算定の仕方をされるのでしょうか。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 お答えします。

二酸化炭素の我が町の排出実態調査というのが昨年、令和4 年度に実施してございます。数値的にはもう算出はされているところですが、算出方法につきましては、環境省で定めます自治体カルテというものがございまして、人口動態、経済の活動状況、一次産業の業種ごとの従事者数、その他自動車の保有者数、そういったものから単価が環境省で定まっております、その中で各年度の動きを見ながら乗じた形で算出するといった形が取られてございます。

以上でございます。

●中村議長 4 番杉野議員。

●4 番杉野議員 様々な説明は頂きましたけれども、端的に伺います。

我が町は全国平均で二酸化炭素排出量が多いというふうに考えておられるのかどうか。また、その炭素量がどのような形で算定されるのかがまるっきり見えないのです

ね。それと同時に、私が今まで一般質問でも様々お話をさせていただいておりますけれども、大都市の日本国民に対して酸素というのはただではないのだぞというふうに言いなさいと、北海道の場合には特にそうだと。なぜかといったら、二酸化炭素吸収量の山林面積、農作物、牧草、どんなことをしても日本国中のレベルから見たら低いはずなのです。どこをどういうふうに算定して、どうして、北海道、我が豊頃町もそれを準じて環境省に前倣えをしながらやらなければならないのだということが疑問でならないのです。明確にお答えください。豊頃町は脱炭素を率先してやらなければならないほどの地域なのですか。いかがですか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 お答えいたします。

基本的には、現状の排出量、今豊頃町の現状ですね、これは先ほど企画課長のほうで申しましたとおり、今年の調査で出ているところだということをございます。

今回は、基本国ですとか北海道含めて、目指すところ、ゼロカーボン、CO₂排出量を削減していくという国全体の目標に向かってどうしていくかということで、この策定業務委託を組みますし、当然その中で専門的な見地から御意見を頂くということで、学者、先生から御助言も頂くというような予算を上げさせていただいております。ですから、今うちの町のいわゆるCO₂の排出量については、どう考えても森林面積とか含めると問題になるようなことはないとも捉まえておりますが、現状値からどう削減するのかということをしちんと数値化するということなので、今回予算を計上させていただいているということをございますので、どうか御理解を頂きたいなど、そのように思います。

●中村議長 4番杉野議員。

●4番杉野議員 この関係について3回目なので、結論をお聞かせ願いたいというふうに思いますけれども、今町長の答弁の中で、これだけの森林面積があって、ゼロカーボン云々かんぬんという話は実際はしなくてもいいのだという答弁だったというふうに私は捉まえました。ただし、先ほども申し上げましたけれども、CO₂多量排出の地域から見れば、うちの町は何もその取組をしなくてもいいとは言いませんけれども、ほかの地域が100としたなら我が町は数値的にどのぐらいなのですか。それをやるがために750万円の予算を計上する必要があるのですか。まずは、うちの町は自分の町で排出している量を100%吸収して、まだ余りあるだけの自然資源があるのですというふうに言ってしかるべきでないかと思っておりますけれども、環境省の基準に合わせて田舎の町でもそれをやらなければならない、そこに予算をつぎ込まなければならない理由というのはどこにあるのですか。まずは、CO₂を減らさなければならない、大量排出している地域が考えなければならないことであって、我が町

でなぜそれをやらなければいけないのですか。これだけの予算を組まなければならぬ理由が分かりません。明確にお答えください。

●中村議長 暫時休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時37分 再開

●中村議長 再開します。

按田町長。

●按田町長 私のほうで先ほど答弁させていただいたのは、基本うちの町がこういう現状だから、この調査はしなくていいという話は私していません。取りあえずうちの町の現状として、そういった排出しているまちと比べると、ここはそれほどのCO₂の排出という部分の中では、うちは全然比較にならないほどですよということを言わせてもらっただけで、いわゆるうちはやらなくていいという意味ではないので、そこはまず1点捉えておいていただきたいと思います。

今回は、基本的に現在値含めて、一度調査をかけさせていただき、正確なところのまちの現状を含めて、他のまちと比べてどうなのだといいところも含めて、しっかりと委託のほうをかけて調査をしながら、その上で、いわゆる国から求められております2030年46%減、2050年にゼロという、この目標に向かって今計画を策定をさせていただいて、かつ、前から言われているとおり、いわゆる他町村でも行っておりますけれども、このゼロカーボンの宣言というところまで持っていければというようなことで考えさせていただいているところでございます。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 前者の質問したのと同じ項目なのですね。これは企画費の中で、ゼロカーボン、これは前回も今答弁されたような内容だと思います。今後の本町のゼロカーボンに向けてどうあるかということに対しての調査をする、あるいは予算をかけたという内容だと思うのです。私はこれと関連して、地域再生エネルギー、この推進するための750万円、同じ金額提案されていますが、この内容について聞きたいわけですね。いわゆるこの方向性は今町長が答弁しているような、そういうベースをわきままえながら、これから具体的調査をどうするかというための予算だという理解をしています。その内容について、大まかにこういうところを査定、調査して、ある期間まで、それを結論的に見いだしたいのだという内容をちょっとお聞きしたいわけですね。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 お答えいたします。

今回のこの再エネ可能導入計画の策定業務につきましては、基本的に町内でまず温室効果ガスをどう削減していくかの政策がまず1点です。あと、行政として事務事業に係る削減目標をどうしていくかが2点目となります。それぞれのその計画を、先ほど国の目標46%削減、最終的には実質ゼロを目指すために、再生可能エネルギーへの転換をどううちの町で動かしていくのかという、基本的な計画の策定となっております。

計画の中身の策定につきましては、本町の自然的な条件ですとか、社会的な要因、あと人口動態、自動車の稼働関係から専門家の意見を聞きながら、うちの町で使える再生可能エネルギーというものを抽出していきまして、町民含めてエネルギー転換という方向へ持っていく計画を策定する予定でございます。

以上でございます。

●中村議長 6番大崎議員。

●6番大崎議員 そういう内容だということなのですね。そういうものを調査し、そして具体的にそういう専門家に依頼して、それらについてのトータル的な査定を、本町の実態というものをどう捉えるかというための経費だと、このように理解すればいいというふうに私は思います。

したがって、このことについて個人の1世帯というのも単位としてあるわけですね、これについてのCO₂削減についてはですね。そのほかに産業が排出するCO₂とか、そういうものも当然対象になってくる。ところが、排出しているけれども吸収するという、CO₂を吸収するという要素も本町にはあるはずなのですね。それらを足し算、引き算をして、そういう専門家の立場で、この中でいつまで、それでは出そうとしているかというところの大まかな予定は立てられていると思うのですね。今、町長の答弁の中でありました、そういうものがいつ時点まで、これを業者に依頼、委託して集約されるかというところの日程をちょっと確認させていただけますか。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

この業務のスケジュールにつきましては、本補正予算議決後、6月中に入札執行をかけたかと予定してございます。その後、本町の推進会議と並行しながら進捗状況を報告しながら進めてまいります。基本的には環境省で定める基本的な削減方法を基に一度たたき台等をつくっていただきまして、本町に合致しているかどうかを検証しながら推進会議に諮って進めてまいりたいと思っております。年明け1月末ぐらいには計画を策定完了したいなと思っております。現在進めてございます。

以上でございます。

●中村議長 6番大崎議員。

●6番大崎議員 非常に、そのように見えてきた日程で作業が進められるということが確認取れました。

もう一つは、再生可能エネルギーということになると、本町では民間のある事業者が事業を今進めている内容を多分全町民も理解しているし、承知していると思います。これは、その事業者は再生可能エネルギーというのを、自給自前のエネルギーをいかにして利用して、余力のあるものを買ってもらうか、あるいは売電するかという事業だと私は理解しています。したがって、そういう貴重な事業者に対する考え方もぜひとも業者、アドバイザーの業者等にも強く、こういうところはどういう査定をされるべきかというところも参考的に、資料的にやはりアドバイス、情報として提供すべきではないかなというところを感じますので、そういうような心積もりを町長にお聞きしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 今、議員おっしゃるとおり、事業者、今バイオガス発電の施設の整備も始めているというところを聞いてございます。

産業課で所管している協議会、同協議会もありますので、そちらのほうでも方向性的なところは事業者のほうからやって、農家さんのほうからも報告があるでしょうし、当然のことながら今回のこの計画策定の中にも、そういった中、しっかりと組み入れながら将来的なところをしっかりと考えていかなければ駄目だということでは思っていますので、しっかりとそこを担当課のほうに指示しながら進めてまいります。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

5番藤田議員。

●5番藤田議員 地域おこし協力隊についてお伺いします。

昨今、何か夫婦で着任されたということは聞いておりますけれども、今回活動補助金として上程されておりますけれども、具体的にはどのような形の助成金でしょうか。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

今回のこの地域おこし協力隊の補助金でございますが、今年度御承知のとおり2名の新しい協力隊の方が見えられました。本町に初めて来まして、町内の広さですとか状況、そういうようなものを徐々に徐々に今把握して活動していただいているところですが、当初予算で見えていました活動費でございますが、現在のお二人の隊員が考える年間活動というものが、担当課の企画課と協議しながら今固まりました。そ

の活動全てを今年度やるための経費も算出されたところでありまして、今回その不足分について補正をしたところでございます。

内容としましては、情報発信のためのパソコンソフト使用料ですとか、取材に必要な研修旅費ですとか、カメラなどの機材購入費、また消耗品代、書籍代、あと印刷費、住宅の借上料、あと赴任のために必要な引っ越し旅費等も活動の対象としてございますので、それらをひっくるめて活動に必要な経費の不足分として、今回120万円計上してございます。よろしく願いいたします。

●中村議長 5番藤田議員。

●5番藤田議員 具体化してきたかと思えますけれども、なかなか町民目線では協力隊がどのような、実質目に見えない部分があるかと思えます。具体的に町民とどのような形で関わっているながら地域おこし協力隊としての豊頃町の貢献というのかな、そういうものはあるのでしょうか。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 答えいたします。

今回見えられました協力隊2名の方につきましては、本年度1年目ということで、取りあえずは町内になじむ活動を中心に、各団体ですとかイベントごとに顔を出していただいております。活動の中心となるのは、本町の観光の素材の発見ですとか、既にある観光拠点の情報発信でございます。SNSですとかホームページ、あとYouTubeといった動画配信を中心に町内外に広く発信する活動を中心としながら、片方、町内のイベントでの活動、あと新商品開発等への支援、そういったものを中心に今年度は活動する予定でございます。

以上でございます。

●中村議長 5番藤田議員。

●5番藤田議員 長く豊頃町に貢献していただき、できればそのまま住んでいただくような形が一番いいのではないかと思いますけれども、その辺はどのような考えでおりますか。町長にお伺いします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 しばらくぶりの協力隊ということでございます。なおかつ、御夫婦でお子さんもいてということで、町にも人口増にも貢献していただいているというところでございますし、いろいろなところで顔を出していただいて、結構知れてきているというか、知っている人は知っている方でございますので、今活動の範囲、企画課長言いましたけれども、活動の範囲をもっともっと広げていただいて、この豊頃町の魅力ですとか制度を含めて外に発信していただいて、逆に外から見ていただくような形を取っていただきたいというのが私の希望でもありましたから、そういった部分をしっ

かりやっていたきたいと思ひますし、協力隊、ひとまず3年間ということでごひますから、できることであれば町内で起業してそのまま定住化していただくというのが私も望みではありますけれども、そこは御本人いろいろと御都合もあるでしょうから、これから活動していく中でいろいろなところをしっかりと密に取りながら進めてもらって、結果そうなれば最高であるなと私も思ひていますので、そこはそことしてひとまずは活動していただくことがメインであるかなと、そのように思ひています。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 旧グループホーム利活用実証事業について伺ひます。

今回、10節需用費、11節役務費、12節委託料、13節使用料及び賃借料、17節備品購入費が計上されておりますけれども、建築確認用の用途変更等もありますので、この旧グループホーム利活用事業について、今後どのような事業計画をされているのか伺ひます。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 お答えいたします。

旧グループホーム利活用実証事業の中身でございますが、中央区にあります皆さん御存じの旧グループホームの施設につきまして、令和3年12月に町のほうで寄附を受け、その後活用方法について模索をしてきたところでございますが、コロナ禍ということもありまして、なかなか決定がされてなかったところでございます。先月、コロナの5類移行に伴ひまして、ひとまず落ち着いたというところもあり、社会活動が通常になる見込みが立ったことから、今後の施設の利活用に向けて検討するため今回実証事業を行いたいと予算計上したものでございます。

施設の活用方法につきましては、現時点では研修や合宿、関係人口の交流、あと町内の青年交流、短期の移住体験、文化的な事業での利用など、当面の間、利用目的を特定せず多様な分野での活用を推し進めて利用していくこととしてございます。

施設につきましては、現行の設備や個室の機能を生かしながら部分的な修繕及び今回補正予算で計上させていただきました冷蔵庫などの備品、あと寝具、調理器具などの消耗品の購入、あと水道光熱費、あと法律上必要な用途区分の変更費用など、施設を開放して受入体制を整えるため、今回必要な予算をそれぞれ計上したものでございます。よろしくお願ひいたします。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次へ進みます。14ページ、2項徴税費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3項戸籍住民基本台帳費。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 コンビニ交付サービス事業費について伺います。

こちらのサービスですけれども、町の住民票の発行ですとか、そういったものが全国のコンビニでできるようになるのか。あと、豊頃町だと今現行だと役場のほうで発行できると思いますけれども、それが例えば町内のコンビニエンスストアで利用できるのかというところ。

あと、こちらシステム導入に当たって1,000万円程度計上されておりますけれども、こちらの導入に係るところで今後発行手数料の値上げ等に関連してくるのかしないのか、伺います。

●中村議長 加藤住民課長。

●加藤住民課長 答えいたします。

マイナンバーカードの普及拡大を背景に、時間内に窓口に来られない町民の方が外出先や時間外においても、全国どこのコンビニからでも住民票等の取得が可能となるなど、住民の利便性の向上を図ることを目的としており、本人認証に最も安全確実なマイナンバーカードを利用したコンビニ交付事業の導入を検討することとしました。

なお、交付対象は年間交付実績の多い住民票及び印鑑証明書とすることとしております。

もう1点、証明書の交付手数料ですが、年間、私たちのほうでコンビニ交付による年間の発行件数の見込みを600件としておりまして、歳入を18万円と見込んでおりますが、当面手数料等の値上げに関しては検討する予定はございません。

以上であります。

●中村議長 1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 手数料の値上げ等検討されていないということで、こちら安心いたしました。また、大学生等、学生さん等まだ住民票がこちらにあって、例えば東京ですとか札幌のほうで遠方の方ですぐ住民票を取りたいというようなときに、こういうようなサービスがあるのは非常に利便性が高いと思いますので、ぜひ導入していただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

●中村議長 加藤住民課長。

●加藤住民課長 今全国でコンビニ交付等におけるトラブル等報道されておりますが、本町においては今この件に関しては現段階国から各自治体に指示等はございませんが、今後町で対応すべき事項が発出されましたら速やかに対応し、早急に対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

- 中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 次へ進みます。16ページ、3款民生費、1項社会福祉費。
3番岩井議員。

- 3番岩井議員 扶助費の中で、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金とありますけれども、これの対象者等をお伺いいたします。

- 中村議長 鎗木福祉課長。

- 鎗木福祉課長 私から御答弁申し上げます。

この給付金の事業につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これを使うものでございます。今回につきましては、物価高騰の負担感が大きい低所得者、こちらの方の負担の軽減を図る事業として、住民税が非課税の世帯、1世帯当たり3万円というものを基礎として今回予算を計上させていただいております。

以上です。

- 中村議長 3番岩井議員。

- 3番岩井議員 非課税の世帯はわかりますけれども、同じく生活保護世帯などの対応はどのようになるのかお伺いいたします。

- 中村議長 暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時01分 再開

- 中村議長 再開します。

鎗木福祉課長。

- 鎗木福祉課長 御答弁申し上げます。

今回の給付金につきましては、あくまでもその地域にお住まいの住民税の非課税世帯というふうにしておりますので、生活保護世帯は町を通しての給付というようなことは考えてございません。

以上です。

- 中村議長 3番岩井議員。

- 3番岩井議員 所得の関係では非課税世帯も保護世帯も使える金額は頭決まっていますよね。それが増えるわけではないわけですから。その対応が非課税世帯ということで決められてあるのならば、保護世帯、そうしたらこの物価高騰でかなりの打撃受けてもそれはそれでいいというか、今最近保護世帯も引き下げられておりますので、それはそれでいいという形にはならないと思うのですけれども、その対応をお

伺いたします。

●中村議長 鎚木福祉課長。

●鎚木福祉課長 この臨時交付金につきましては、先ほど私申し上げたとおり、今回は町を通して住民税非課税の世帯へ交付させていただくということになっております。生活保護世帯については、町を通してではなくて、国によりすくい上げる制度というものがあるというふうに承知しております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 2項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●中村議長 11時15分まで、休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

18ページ、4款衛生費、1項保健衛生費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5款農林水産業費、2項畜産業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4項水産業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 6款商工費、1項商工費。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 商工振興事業費について伺いたします。

こちらクーポン券発行事業のところに補助金計上されていますけれども、こちらのクーポン券について詳細を伺いたいと思います。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

このたびのクーポン券に係る予算につきましては、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている全町民に対しまして、直接的な支援を実施するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、町内の店舗で使用することができるクーポン券を町民1人当たり5,000円分配付するため予算計上したものでございます。

なお、クーポン券につきましては使用された券の取りまとめや換金、現金取扱い事

務を商工会が主体となって進める予定でございます、このたび予算計上させていただきました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次へ進みます。7款土木費、2項道路橋梁費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4項河川費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5項施設費。

(質 疑 な し)

●中村議長 6項公共下水道費。

(質 疑 な し)

●中村議長 8款消防費、2項災害対策費。

4番杉野議員。

●4番杉野議員 災害対策費の計上がありますけれども、これについてはトンケシの避難関係の部分でしょうか。それとも、ほかの新しい形のものができるのでしょうか。

●中村議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 御答弁申し上げます。

今回災害対策費で予算計上いたしました運搬費及び乗り込み台につきましては、今回議案第35号で出させていただきます津波救命艇に要する費用でございます。

以上でございます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 9款教育費、1項教育総務費。

5番藤田議員。

●5番藤田議員 部活動地域移行検討協議会について、詳細をお聞きしたいと思います。

●中村議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

現在、中学校の部活動につきましては、子供たちの少子化問題、あとその多様化ですね、そういった部分で、将来にわたって生徒がスポーツ・文化活動を継続して取り組める環境整備が求められているところでございます。それと併せまして、教職員の

長時間勤務、こちらのほうも課題となっております。現状では、学校の先生方が顧問を持っていただいて、週末、平日も問わず対応していただいているところでございますが、その働き方改革についても問題となっているところであります。これを受けて、国のほうから休日部活動の地域移行、こちらのほうを段階的に取り進めることを求められておまして、令和7年度末をめどにこちらのほう、示されているところでございます。これを受けて、本町においても子供たちがどういった環境が望ましいか、こちらのほう、豊頃町部活動地域移行検討協議会、こちらのほうを立ち上げまして、いろいろな方面から御意見頂いて、将来的にどういった形、体制を整えていくかということを決めていきたいと思っております。

以上です。

●中村議長 5番藤田議員。

●5番藤田議員 部活動は全般的にその対象になるのでしょうか。また、委員の人数的なものは何人ぐらいおられて、具体的にはどのような体制で進めていくのかお聞きしたいと思います。

●中村議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

部活動につきましては、現状町内のスポーツ部門、運動部については7種目、文化部については1種目でございます。このスポーツと文化部、それぞれが今回の部活動の地域移行の対象となります。

委員の構成につきましては、現状では十数名ほどの委員を予定しておまして、構成としましては、学校の代表者、保護者代表者、学識経験者ということで、学校長、PTA関連、中学校部活動の保護者後援会、体育団体、文化団体の代表者等を想定しております。

以上です。

●中村議長 5番藤田議員。

●5番藤田議員 それぞれの部活動が全般的にどう対応するかというのは、なかなか具体的詳細がちょっと分からないのですけれども、今まで行っていた先生方の御負担を地域の方がそれに代わるというような趣旨かなと思うのですけれども、具体的に、委員がどのような具体的に部活動を支援してくれる者にどう対応するのかということをお聞きしたいのですけれども。

●中村議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

こちらの委員につきましては、いろいろな調査、研究、協議、そういった部分をお願いしたいなと思っております。その意見を受けまして、教育委員会でどのように環

境整備をしていくのかということにつなげてまいりたいと思っております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

7番大谷議員。

●7番大谷議員 今回のこの部活動地域移行検討協議会のことですけれども、地域移行することによって、費用弁償が伴われるというふうに思いますが、そのことはどのように考えておりますでしょうか。

●中村議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

今回計上している費用弁償の件かと思いますが、こちらについては、委嘱した委員さんの費用弁償を計上させていただいております。

以上です。

●中村議長 7番大谷議員。

●7番大谷議員 将来的に、その委員さんではなくて、これに任命した地域の人たちに発生する費用ということでお伺いしていますけれども、それはどうするのか。

それと、先生が携わるということは、先生の勉強と部活動と一緒に先生の地位向上というか、先生が生徒を信用する部分も、これ別にすると失われるということはないでしょうかね。

●中村議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

本町において、指導者の確保についてどうするのかということについても、協議会で検討していくことになるかと思えます。その一つの方法として、学校の先生方に兼職という形をお願いする場面もあるかなという、そういう方法もあるかと思えます。当然そういった場合についても、先生方に謝金等をお支払いするという事も考え得ると思えます。保護者に今後負担かかっている部分についても、どのようにしていくのか、こういったことも検討協議会の中で課題とそれの方策ですね、その部分について令和7年度末を目標に、そこの答えを見つけていきたいなと思っております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。2項小学校費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5項保健体育費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 中村議長 質疑なしと認めます。
それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 中村議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
(討 論 な し)
- 中村議長 討論なしと認めます。
これから、議案第30号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異 議 な し)
- 中村議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第31号

- 中村議長 日程第7 議案第31号令和5年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
越谷施設課長。
- 越谷施設課長 補正予算書25ページをお開き願います。
議案第31号令和5年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。
歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,682万5,000円と定めるものであります。
本補正予算は、大津下水浄化センター曝気装置の整備によるものであります。
主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により御説明いたします。
34ページ、歳出から御説明いたします。
1款総務費、2項施設管理費、下水道施設管理費工事請負費に大津下水浄化センター曝気装置分解整備工事180万円を追加するものであります。
次に、32ページ、歳入について御説明いたします。
4款繰入金、1項他会計繰入金に一般会計繰入金180万円を追加するものであり

ます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

32ページをお開きください。4款繰入金。

(質疑なし)

●中村議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

34ページをお開きください。1款総務費。

(質疑なし)

●中村議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第32号

●中村議長 日程第8 議案第32号豊頃町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長 議案書1ページを御覧ください。

議案第32号豊頃町介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、昨年度に引き続き、消費税を財源として所得の少ない第1号被保険者に対して行われる介護保険料の軽減措置を継続するというものとして改正を行うものでございます。

詳しい内容につきましては、議案説明書により御説明を申し上げます。

議案説明書1ページをお開きください。

改正の内容につきましては、所得の少ない第1号被保険者の第1段階から第3段階までの区分に該当する方の保険料率の軽減措置について規定しております第2条第4項におきまして、「令和4年度」を「令和5年度」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、第1条に施行期日を、第2条に適用区分をそれぞれ規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第33号

●中村議長 日程第9 議案第33号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書3ページを御覧ください。

議案第33号工事請負契約の締結について御説明いたします。

このたび、幌岡第3幹線改良工事(その1)の請負契約を締結することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上であることから議会の議決を求めるものであります。

1、工事名。幌岡第3幹線改良工事(その1)。

2、契約の方法。指名競争入札であり、5月23日に執行しています。

3、契約の金額。6,490万円、うち消費税等相当額590万円。

4、契約の相手方。中川郡豊頃町茂岩末広町199番地3、有限会社協立機興、代表取締役、山保崇。

なお、工期につきましては契約日から令和5年9月15日までとなっております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第34号

●中村議長 日程第10 議案第34号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書5ページを御覧ください。

議案第34号工事請負契約の締結について御説明いたします。

このたび、建設機械格納庫新築工事の請負契約を締結することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上であることから議会の議決を求めるものであります。

1、工事名。建設機械格納庫新築工事。

2、契約の方法。指名競争入札であり、5月23日に執行しています。

3、契約の金額。1億6,610万円、うち消費税等相当額1,510万円。

4、契約の相手方。ネクサス・大進特定建設工事共同企業体。代表者、帯広市西6条南6丁目4番地、株式会社ネクサス、代表取締役、曾根啓介。構成員、豊頃町茂岩

末広町200番地6、有限会社大進建設、代表取締役、松原敏行。

なお、工期につきましては契約日から令和6年3月21日までとなっております。
以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。
(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第35号

●中村議長 日程第11 議案第35号物品の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書7ページを御覧ください。

議案第35号物品の取得について御説明いたします。

このたび、次のとおり物品を取得することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上であることから議会の議決を求めるものであります。

1、取得する物品名及び数量。津波救命艇1艇。

2、取得の目的。大津地域の津波避難施設の整備。

3、契約の金額。1,551万円、うち消費税等相当額141万円。

4、契約の方法。随意契約であり、5月30日に執行しています。

5、契約の相手方。札幌市西区発寒16条14丁目6番50号、日本仮設株式会社、代表取締役、菊原歩。

6、納入期限。令和6年3月8日までとなっております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

- 中村議長 説明が終わりました。
これから、質疑を行います。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 中村議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
(討 論 な し)
- 中村議長 討論なしと認めます。
これから、議案第35号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異 議 な し)
- 中村議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第36号

- 中村議長 日程第12 議案第36号物品の取得についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
熊谷総務課長。
- 熊谷総務課長 議案書9ページを御覧ください。
議案第36号物品の取得について御説明いたします。
このたび、次のとおり物品を取得することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上であることから議会の議決を求めるものであります。
 - 1、取得する物品名及び数量。歯科ユニット診療台2台。
 - 2、取得の目的。歯科ユニット診療台の更新。
 - 3、契約の金額。1,009万8,000円、うち消費税等相当額91万8,000円。
 - 4、契約の方法。指名競争入札であり、5月23日に執行しています。
 - 5、契約の相手方。帯広市大通南11丁目20-1、株式会社石田歯科商会帯広店、代表、山西静男。
 - 6、納入期限。令和5年10月31日までとなっております。以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
- 中村議長 説明が終わりました。
これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

◎ 同意案第3号及び同意案第4号

- 中村議長 日程第13 同意案第3号豊頃町公平委員会委員の選任について、及び
日程第14 同意案第4号豊頃町公平委員会委員の選任についてを一括議題とします。

大谷友則議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(大谷友則議員退場)

- 中村議長 同意案第3号及び同意案第4号の2件について、一括して提出者の説明を求めます。

按田町長。

- 按田町長 同意案第3号及び同意案第4号豊頃町公平委員会委員の選任について、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案書11ページをお開きください。

同意案第3号は、本年8月11日をもって任期満了となる現委員、熊野幸雄氏を再度選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所は豊頃町茂岩栄町183番地10、氏名は熊野幸雄氏でございます。

任期は令和9年8月11日までであります。

次に、議案書13ページをお開きください。

同意案第4号は、本年8月11日をもって任期満了となる現委員、大谷美勇子氏を再度選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は豊頃町茂岩本町9番地、氏名は大谷美勇子氏であります。

任期は同じく令和9年8月11日までであります。

以上でありますので、よろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

同意案第3号豊頃町公平委員会委員の選任についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第3号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第3号は、同意することに決定しました。

●中村議長 同意案第4号豊頃町公平委員会委員の選任についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第4号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第4号は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午前 11 時 44 分 休憩

(休憩中に大谷議員は入場し、議席に着席)
(井下農業委員会会長、山田議会事務局長退場)

午前 11 時 45 分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 同意案第 5 号から同意案第 18 号まで

●中村議長 日程第 15 同意案第 5 号豊頃町農業委員会委員の任命から、日程第 28 同意案第 18 号豊頃町農業委員会委員の任命についてまでの 14 件を一括議題といたします。

同意案第 5 号から同意案第 18 号までの 14 件について、一括して提出者の説明を求めます。

按田町長。

●按田町長 議案書 15 ページから 41 ページとなります。

同意案第 5 号から同意案第 18 号まで、豊頃町農業委員会委員の任命について、一括して御説明申し上げます。

本同意案は現在の農業委員が本年 7 月 19 日をもって任期満了となることから、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案する方につきましては、まず議案書 15 ページになります。

同意案第 5 号。住所は豊頃町二宮 3 5 7 3 番地 3、氏名は日下貴弘氏であります。次に、議案書 17 ページになります。

同意案第 6 号。住所は豊頃町十弗 2 3 7 番地 2、氏名は山崎仁志氏であります。続きまして、議案書 19 ページになります。

同意案第 7 号。住所は豊頃町北栄 2 5 1 番地 4、氏名は永原和也氏であります。続きまして、議案書 21 ページになります。

同意案第 8 号。住所は豊頃町農野牛 9 5 5 番地、氏名は相澤博美氏であります。続きまして、議案書 23 ページになります。

同意案第 9 号。住所は豊頃町二宮 3 0 2 6 番地 3、氏名は森川聡氏であります。続きまして、議案書 25 ページになります。

同意案第 10 号。住所は豊頃町長節 7 4 7 番地、氏名は井下睦男氏であります。続きまして、議案書 27 ページ。

同意案第 11 号。住所は豊頃町牛首別 1 1 3 番地 1、氏名は熊野信夫氏であります。

次に、議案書 29 ページ。

同意案第 12 号。住所は豊頃町北栄 371 番地 5、氏名は川口亜矢子氏であります。

次に、議案書 31 ページ。

同意案第 13 号。住所は豊頃町茂岩末広町 117 番地、氏名は山田雅江氏であります。

次に、議案書 33 ページ。

同意案第 14 号。住所は豊頃町湧洞 744 番地 2、氏名は田頭綾子氏であります。

次に、議案書 35 ページ。

同意案第 15 号。住所は豊頃町統内 1633 番地、氏名は間所明暁氏であります。

次に、議案書 37 ページ。

同意案第 16 号。住所は豊頃町豊頃 705 番地 3、氏名は加島富浩氏であります。

次に、議案書 39 ページ。

同意案第 17 号。住所は豊頃町幌岡 184 番地 3、氏名は相澤和幸氏であります。

次に、議案書 41 ページになります。

同意案第 18 号。住所は豊頃町農野牛 1474 番地 2、氏名は河崎正己氏であります。

なお、山田氏につきましては、農業者ではありませんが、農業委員会で事務職員としての経験を有しておりまして、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係のない方を法の規定に基づき提案をするものでございます。

全ての方、任期は令和 8 年 7 月 19 日までとなっております。

以上でありますので、よろしく御同意賜りますようお願いを申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、同意案第 5 号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。
質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

同意案第 5 号から同意案第 18 号までの 14 件については、人事案件につき、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第 5 号から同意案第 18 号までの 14 件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第5号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第5号は、同意することに決定しました。

同意案第6号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第6号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第6号は、同意することに決定しました。

同意案第7号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第7号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第7号は、同意することに決定しました。

同意案第8号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第8号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第8号は、同意することに決定しました。

同意案第9号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第9号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第9号は、同意することに決定しました。

同意案第10号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第10号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第10号は、同意することに決定しました。

同意案第11号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第11号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第11号は、同意することに決定しました。

同意案第12号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第12号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第12号は、同意することに決定しました。

同意案第13号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第13号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第13号は、同意することに決定しました。

同意案第14号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第14号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第14号は、同意することに決定しました。

同意案第15号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第15号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第15号は、同意することに決定しました。

同意案第16号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第16号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第16号は、同意することに決定しました。

同意案第17号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第17号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第17号は、同意することに決定しました。

同意案第18号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第18号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第18号は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午前 11 時 57 分 休憩

(休憩中に井下農業委員会会長、山田議会事務局長は入場し、説明員席に着席)

午前 11 時 58 分 再開

- 中村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 陳情の委員会付託

- 中村議長 日程第 29 陳情の委員会付託を行います。

本日まで受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

陳情文書表を職員に朗読させます。

山田事務局長。

- 山田事務局長 陳情文書表。

受理番号 3。

受理年月日、令和 5 年 5 月 23 日。

件名、2024 年度地方財政の充実・強化を求める陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町 125 番地、連合北海道豊頃地区連合会会長、北林孝。

付託委員会、総務文教常任委員会。

受理番号 4。

受理年月日、令和 5 年 5 月 23 日。

件名、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町 125 番地、連合北海道豊頃地区連合会会長、北林孝。

付託委員会、総務文教常任委員会。

受理番号 5。

受理年月日、令和 5 年 5 月 23 日。

件名、2023 年度北海道最低賃金改正等に関する陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町 125 番地、連合北海道豊頃地区連合会会長、北林孝。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

- 中村議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託し審査することにします。

◎ 休会の議決

- 中村議長 日程第30 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議事の都合により、6月9日から同月11日までの3日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、6月9日から同月11日までの3日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

- 中村議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 0時01分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員